

## 広島県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年六月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年六月四日

広島県知事 湯崎英彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新市三次線 庄原市口和町宮内字中組二二四番一地先から 庄原市口和町宮内字中組二〇五番一地先まで	庄原市口和町宮内字中組二二四番一地先から 庄原市口和町宮内字中組二〇五番一地先まで	平成二十四年六月一八日